

江府町告示第60号

令和7年8月28日

江府町長 白石 祐治

第6回江府町議会9月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和7年9月10日

2、場 所 江府町役場議場

---

○開会日に応招した議員

前 川 文 洋

川 端 裕

加 藤 邦 樹

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

三 好 晋 也

長 岡 邦 一

阿 部 朝 親

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

第6回江府町議会9月定例会会議録（第1日）

令和7年9月10日（水曜日）

---

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第5号 令和6年度決算に係る財政の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について
- 日程第5 議案第62号 令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第63号 令和6年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第64号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第65号 令和6年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第66号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第67号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第68号 令和6年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第69号 令和6年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第70号 令和6年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第71号 令和6年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第72号 令和6年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第16 議案第73号 令和6年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第74号 令和6年度江府町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第75号 令和6年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定について  
(決算監査の報告・代表監査委員)
- 日程第19 特別委員会の設置及び付託について
- 日程第20 議案第76号 江府町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第21 議案第77号 江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第78号 江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第79号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第24 議案第80号 財産区有財産の処分について
- 日程第25 議案第81号 令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第26 議案第82号 令和7年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第83号 令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第84号 令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第85号 令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第30 議案第86号 令和7年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第87号 令和7年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第32 議案第88号 令和7年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第33 議案第89号 令和7年度江府町下水道等事業会計補正予算(第1号)

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番 前川文洋	2番 川端裕	3番 加藤邦樹
4番 芦立喜男	5番 森田哲也	6番 川端登志一
7番 三好晋也	8番 長岡邦一	9番 阿部朝親

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ..... 藤原 靖

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	白石 祐 治	副町長 .....	八 幡 徳 弘
教育長 .....	富 田 敦 司	総務課長 .....	生 田 志 保
住民生活課長 .....	松 原 順 二	産業建設課長 .....	末 次 義 晃
教育課長 .....	谷 田 孝 之	会計管理者 .....	佐々木 康 二
代表監査委員 .....	小 田 明 彦		

---

午前10時00分開会

○議長（阿部 朝親君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和7年第6回江府町議会9月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いをいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いをいたします。

直ちに議事に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部 朝親君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、加藤邦樹議員、4番、芦立喜男議員の両名を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（阿部 朝親君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より、9月25日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

○議長（阿部 朝親君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長報告を行います。6月議会以降の議員派遣の報告並びに議会活動については、タブレットに配信しました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことで了承願います。

また、監査委員から、各月の例月出納検査の結果報告書が議長の手元に提出されております。詳細については、事務局のほうでご覧願います。

本日までに受理した陳情は、タブレットに配信しました陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際ご報告をいただきます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 行政報告をさせていただきます。お手元の資料1ページ目をお願いいたします。一番頭に鳥取県町村会総会というのが書いてあるんですけど、これは、7月から私が鳥取県町村会の会長に就任することになりました。任期は2年間でございます。実は、この町村会の会長になってから、石破総理のところへ要望に行く機会が2回ございました。本当にいい機会を与えていただいたなというふうに思っております。今後とも、県の町村全体の抱える共通の課題をどんどん国のほうに、あるいは国や県に挙げていきたいというふうに考えております。

続きまして、コミュニティ・パークとか町の本屋プロジェクトの状況を書いておりますけれども、これはちょっとまだ具体的に日程は決めておりませんが、住民の皆さんに説明する機会をまた設けたいというふうに考えております。議会が終わってしばらくたった頃にそういった機

会を設けてみたいなというふうに思っております。

めくっていただきまして、4ページでございます。ビジョン策定PR戦略チームの県外視察というのを書いておりますが、今日、全員協議会のほうで副町長のほうから説明があったと思いますけれども、将来ビジョンを策定するのに合わせまして、やはり若手の職員に実際に県外のほうに行っていただいているいろいろなことを見聞きしていただいて、それを今後のビジョン策定に生かしていくということで視察を行っております。かなり勉強になったようでございますので、今後の活動が期待されるところでございます。その中ほどより下に、中国電力の俣野川発電所の発煙事象発生というのがございます。6月17日に発生したわけなんですけれども、最初、火災ではないかということで消防団のほうも出動しましたが、火災ではなかったということで、いろいろと経緯がございます。町報のほうにもその時点で分かっている範囲は掲載をしたところでございますが、9月の5日に、知事と一緒に中国電力のほうから、実はこういうことで起こりましたというようなことを説明を受けました。簡単に言うと、機械の一部が摩耗していたために、制御するところでちょっと火花が散ったというようなことだそうでございます。またこれも詳しい話は町報のほうに掲載をして、町民の皆様にお知らせをしたいなというふうに考えております。

続きまして、5ページでございます。これはいつも報告しておりますけれども、ふるさと納税の件でございますが、5ページから6ページにかけてなんですけれども、8月末時点で、そこに書いてございますように、大体件数、金額ともに昨年並みということでございまして、今日もニュースのほうで言うておりましたけれども、ポイントの仕組みがなくなるということで、駆け込み需要が9月にあるんじゃないかということで、一時的に9月に増えるかもしれませんが、またその分が10月に減るみたいなことも起こり得ますので、ちょっと一喜一憂せずに見守りたいなというふうに思っております。

続きましての次のページでございますが、保険事業というところで熱中症の話が出ております。これは、町内でも畑仕事をなさったりして病院に運ばれた方もあったようでございますが、熱中症の啓発巡回ということを7月、9月と実施をしております。こういうようなことで声かけをしておりますけれども、残念ながらそういったことが発生したということでございますので、議員の皆さんも、もう時期は過ぎたと思うんですけれども、注意喚起をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

隣のページなんですけど、二地域居住の関係で、令和7年の6月8日に、これはPRのイベントを道の駅とパレット奥大山で行ったということなんですけど、その下のほうなんですけど、江府町特定居住促進協議会ということで開催いたしました。これでこれからどんなことを進めていくかと

いうことの情報共有をしたところでございます。

最後になりますけど、そのページの一番下なんですけど、鳥取西部風力発電事業のことでございます。今日もニュースが出てたと思いますけれども、日野町には賛成の要望書が出されたということでもあります、現在のところ、私どものほうには全くそういった動きはありません。早めに反対を表明したので来づらいのかもわかりませんが、全くそういう火はないということでございます。日野町におかれましては、11日の議会で一般質問が出ているということで、そこで正式に意見を表明されるということでもあります。また、伯耆町におかれましては、議会が終わって速やかに表明をされるということですので、またそういった機会ができましたら議員の皆様にもお知らせをしたいというふうに思います。私からは以上でございます。

○議長（阿部 朝親君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第5号

○議長（阿部 朝親君） 日程第4、報告第5号、令和6年度決算に係る財政の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率についてを議題といたします。

町長から報告をお願いいたします。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第5号でございます。令和6年度決算に係る財政の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率についてでございます。本報告財政の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、本年7月22日から8月7日にかけて監査員に審査いただいた別冊の審査意見書を付して議会に報告いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当から説明させますのでお聴き取りください。よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部 朝親君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。報告第5号、令和6年度決算に係る財政の健全化及び公営企業会計の資金不足比率についてを御説明いたします。議案綴りをご覧いただきまして、1枚めくっていただきますと、健全化比率報告書、公営企業会計資金不足比率報告書という2つの表を並べております。まず、上の表です。実質赤字比率、連結実質赤字比率ですが、一般会計、その他会計とも実質赤字は生じておりませんので、空欄としております。下の2つです。まず、下から2つ目の実質公債費比率ですが、これは簡単に申し上げますと、年間収入に対しまして借金の返済がどれくらいあるかという割合というふうにお考えいただいて良いかと思っております。これ

が16.0%ということです。早期健全化比率は25%ですので、まだ若干の間はありますけれども、今後、大規模事業の償還が開始になりますなど、継続して注意が必要な数値というふうにお考えいただければと思います。その下の将来負担比率です。これも簡単に言いますと、年間収入に対しまして借金の総額がどれくらいあるかという数値でお考えいただいて良いかと思います。70.2%となっております。ふるさと応援基金が好調な状態が続いておりまして、ルール上、ふるさと応援基金も借金に充当可能なものと見なされるためこのような数値となっておりますけれども、将来に渡りまして注意が必要と考えているところでございます。それから、下の公営企業会計資金不足比率ですが、これは数値を生じておりませんので空欄としております。なお、詳しくは決算審査におきまして詳細説明をさせていただきます。ここでは報告のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 朝親君） 報告が終わりました。これより報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

1番、前川議員。

○議員（1番 前川 文洋君） 1番、前川でございます。先ほどの健全化判断比率の報告書のところ、すみません、前川でございます。実質公債費比率のところは15.3%、昨年から上がっておりますけれども、これの要因について。それから、今後の見通し、概算で、概算と言いますか、概要だけで結構ですので。あとは、反対に、将来負担比率は前回の90.3%から70.2%まで大きく下がっていますが、こちらも要因、こちらも概要だけで結構ですのでお聞かせください。お願いします。

○議長（阿部 朝親君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。詳細は、決算審査で説明するつもりでございましたので、意に沿った回答ができるかどうかわかりませんが、大型事業の償還が始まってまいりましたので、すみません、実質公債費比率は上がって、若干上がりつつあります。これに対しまして、年間収入に対する借金の総額、将来負担比率の70.2%ですけれども、こちらにつきましては、ごめんなさい、ちょっと詳細をお答えすることができません。申し訳ありません。勉強不足でした。決算審査におきまして詳細説明させていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（阿部 朝親君） 決算審査のときに報告があるということですので、それでよろしいでしょうか。

○議員（1番 前川 文洋君） はい、ありがとうございます。

○議長（阿部 朝親君） 他にはございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので質疑を終結します。

以上、本件の報告は終了いたします。

---

日程第5 議案第62号 から 日程第18 議案第75号

○議長（阿部 朝親君） 日程第5、議案第62号、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18、議案第75号、令和6年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上14件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第62号から第75号までの14議案につきましては、それぞれ令和6年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算認定についてでございます。令和6年度の各会計予算の執行に当たりましては、住民サービス向上と適正で安定した財政運営に向け、鋭意努力をいたしたところでございます。行財政運営に格別な御指導をいただきました議員の皆様、御理解、御協力をいただきました町民の皆様に、本議会を通じまして改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。さて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく本町の財政健全化指標におきまして、実質公債費比率は昨年度に引き続き前年比増となりました。今後、デジタル防災無線、庁舎建設に係る起債償還等を考慮しますと、益々厳しい状況になってまいります。一部可能な繰上償還を行う一方で、主要事業であるコミュニティ・パークの建設を進めるにあたり、全体的にその他の新たな起債を抑制するなど、計画的な運用に努めてまいります。近年の本町予算の特徴として、ふるさと納税による収入がございます。これにより、子育て支援、教育など未来への投資をはじめ、特色ある事業を展開することが可能となっているところです。しかしながら、一方で、今後、道路、上下水道など老朽化した社会インフラの維持改修など大きな課題もございます。なお一層の財政健全化に努め、町民の皆様の信頼と負託に応える行財政運営に取り組む固い決意をいたしております。先般、地方自治法第233条第2項の規定により、各会計それぞれの決算を監査委員に審査いただきました。地方自治法第233条第3項及び第96条第1項第3号並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊の審査意見書と共に主要施策の成果と実績を付してここに提案いたすものでございます。御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（阿部 朝親君） 次に、財政健全化に関する審査と決算監査の報告を求めます。

代表監査委員、小田明彦君。お願いします。

○代表監査委員（小田 明彦君） 失礼いたします。代表監査委員の小田でございます。

本日、決算審査をさせていただきました内容について報告をさせていただきます。まず、審査の結果でございますが、審査に付されました一般会計各会計の決算書並びに付属書類の計数につきましては、内容は正確でありまして、予算の執行等につきましても特筆すべき問題点もなく、適正に処理されているものと判断をいたしました。次に、監査委員2名の審査意見を取りまとめて報告をさせていただきます。お手元の資料ですけれども、手前どもの意見につきましては31ページから記載をいたしております。まず、一般会計でございますけれども、内容についてはポイントだけを申し上げたいと思います。計数につきましては8ページのほうに記載がされております。歳入歳出とも前年対比約2億前後の数字が減少しております。主な内容につきましては、御存じのとおり、大型の工事が令和5年度に行われまして、そのための資金調達、それからその使用ということで、令和6年度につきましても、そのような大型工事が無くなった関係で少なくなっておるという状態でございます。実質収支額につきましても、14億8,000万の黒字ということで終結しております。先ほどから出ております財政指標のほうでございますけれども、資料の7ページのほうに記載がされております。経常収支比率につきましても90.1%と前年比0.2ポイント減少いたしております。昨年と同じような状況でございますけれども、やや財政の硬直化を示しているのではないかと感じております。併せまして、財政力指数というものがございまして、昨年、6年度も0.27ポイントということで令和5年度と変わりございません。余談ではございますけれども、最近のユーチューブで鳥取県内の市町村につきましても、この財政力指数のランキングを上げておりまして、たまたま見たところでは、上から数えても下から数えても江府町は10位ということで、いろんなこの財政力指数と経常収支比率でランキングを示しておりましたので、もしお暇のある方はご覧いただけたら面白いのかと思います。次に、感じた内容につきましても、所見といたしまして述べさせていただきます。まず、町債についてでございますけれども、先ほど御説明等ございましたけれども、実質公債費比率が非常に高こうございます。15%を超過しておりまして、令和5年度の市町村要覧を見ますと、唯一本町だけが15%を超えております。非常になんか目立ってしょうがないかなとは個人的には思いますけれども、これにつきましても、今回、一般質問のほうでも議員さんからの質問の予定がされているようでございますので、細かいことにつきましては差し控えさせていただきますけれども、何分にも過去の起債の大型工事の償還が始まりまして、令和8年度にも始まる予定でございます。変わりました、新しい起債につきましても、先ほど町長さんからも御説明がありましたとおり、コミュニ

ティ・パークの建設の起債が予定されているようでございます。起債の残高につきましては、昨年度の決算の議会におきましても、繰上償還を弾力的に行うことによって縮減を図りたいということが述べられております。実際に、令和6年度におきましても1,800なにがしの一部繰上げ償還がなされております。言われたことについては実行なされておると関心いたしておりますので、引き続き弾力的な起債の運用をしていただきますとともに、来るべき起債につきましても十分に検討をいただきまして運用をしていただきたいと存じます。次に、町営交通でございます。16ページのほうに若干の数値の資料がございます。バスのほうの売上げにつきましては、年間780万円をここ3年間維持しております。利用者人数につきましても、ヒアリングをさせていただいたところで、2万5,000人以上を維持していらっしゃるということでございます。タクシーにつきましても、令和6年度は6,400名程度のご利用ということで、前年比増加しておると。両方の施策につきましても、本年度、令和7年度につきましても、タクシーの利用者助成対象先の拡充とか小型バスの運用の見直しとかなされております。引き続き、交通弱者への貴重な手段として、利用者目線での企画、運営を希望いたすところでございます。続きまして、収入未済額、滞納額の縮減について意見を述べさせていただきます。数値につきましては、10ページから11ページのところで記載をされております。どちらもそれなりの数値は出しておるところでございますけれども、本年度におきましても、未済分につきましては督促のほうをしっかりとやっていただきまして、滞納分につきましても滞納処分を注力していただきたいと思っております。昭和の終わりの頃に、職場のほうで、サラ金はなぜ回収率が高いのかということ職場のほうで話したことでございます。債務者に対して非常に厳しい督促をすることによって、一番うるさいやつにお金は払われるものだということで学んだところでございます。できるだけこまめな督促とか、いわゆる法的な処理などをしていただくことによって、貴重な財源を確保していただきますようお願いしたいと存じます。

続きまして、地籍調査推進してございます。これにつきましては、ヒアリングのほうでいろいろ御担当の方の御苦勞などをお聞きした次第でございますが、このほうに書いておりますとおり、町村の地籍調査の推進事業、進捗率を見ますと、全15町村中、本町14位でございました。直上の日野町につきましても、本町から7ポイントを上回っております。原因、なぜかと、いろいろ担当者の方のお話とかいろいろな資料を見ますと、やはり本町は、なぜか地籍調査にかかわる担当者は専任の方がいらっしゃらないということでございます。各町の日吉津は別でございますけれども、各町の役場のホームページを見ますと、地籍の担当者は、専任担当者が管理職も含めまして1名から6名程度、それも独立したセクションを設けております。やはり人員

とそれなりの資金提供というものが需要ではないかと思つた次第でございます。調査につきましては、当然、現地の住民の方の当然のことながら証言、御説明が必要でございます。高齢化によりまして、貴重な知識、歴史をご存じの方の住民の方がどんどんお亡くなりになられて、情報を吸収することがなかなかできなくなっている現状でございます。一刻も早く手当てをしていただきまして、推進のほうをお願いしたいと思います。次に、市民農園でございます。平成5年に約1億8,000万程度、これは町報の過去のものを見つめてピックアップした数字でございますけれども、1億8,000万程度を投資いたしまして、開業中は年間1,000万の管理費用を投入し、現在は御利用もなく、年間、決算書のほうでは管理費は35万程度でございますが、開園から三十何年経過いたしました現状を鑑みまして、奥大山自然塾等、各事業、その他観光ビューポイントを併せまして、施設の活用方法につきまして検討を模索されたいと思います。できればコンサルティングなどを参考にさせていただいて、前向きな御検討いただければ幸いです。次に、職員さんの就業状況につきまして感じたことを述べます。フレックスタイム制の導入でございます。仕事の中で、当然、残業、時間外勤務というものはなさると思つています。承りますと、昨年度、平均各課3.6時間から6.8時間の時間外勤務を一人当たりなされているというふうに承っております。なかなか時間外の削減というものは、どの企業でも非常に問題になって頭を抱えているところでございます。現在では、時間外の削減策といたしまして、一斉消灯時刻と統一早帰り日を設定されまして、時間外削減意識の向上と時間管理の徹底を図っていらっしゃいます。とは言いながらも、時間外をしてでもしなければいけない仕事というものはございます。では、職員のほうから、能動的にその時間外を削減する方法というものは、手前の仕事をしておりました経験から、フレックスタイム制の導入をしてはいかがかなということを提案させていただきたいと思つています。例えば、1時間ないし2時間時間外をしてしまった、この時間外については、月内であれば、その1時間ないし2時間を早く帰ることによってプラスマイナスゼロと、時間外はゼロということにすることができます。併せまして、当然のことながら、時間外手当もその分削減される見込みでございます。できるだけ時間外をして、体力の消耗とか精神力の低下などを防止していただくことによって、前向きな、効率的な業務に専任していただくことをお願いしたいと思います。併せまして、近年よく言われておりますワーク・ライフ・バランス、これにつきましては、業務生産性の向上のメリットがあるというふうに謳われております。時間外と合わせまして、有給休暇の完全取得、特に年度付与されました有給休暇については完全取得なされますように、併せましてお願いをいたしたいと思います。一般会計の部、最後、ふるさと納税についてでございます。予算決算の内容を伺いますと、必ずといってほど大型のものに

についてはふるさと納税がその財源の中に組み込まれております。先ほどの御説明にもありましたとおり、ふるさと納税のシステムにつきましては、来月から改定なされる納税の金額の積み上げにつきましては非常に不透明なところもございます。過度に給付を期待することなく、事業及び資金計画をしていただきたいと思います。次に、特別会計でございます。19ページのほうに特別会計の計数については記載がしてあります。差し引きの歳入歳出の差引額については黒字となっております。中のほうの斯く斯くのトピックスを見てみますと、国保の事業勘定において、令和5年度よりもかなりの歳入歳出についてかなりの減少が見られます。要因につきまして伺いましたところが、令和5年度については、いわゆる癌という罹患された方がいらっしやいまして、そのための費用がかかったのではないかとということをお伺いしております。本町、人口が少のうございますので、お一人様がこのような重たい病気になられてしまわれれば、病気は治さなければいけませんので大事なことなんですけれども、お一人様がこのように病気になられても、多額の資金を要するというところでございましたので、引き続き、昨年度は通常モードに戻ったということでございますので、引き続き住民様の健康の維持のために注力をしていただきたいと思います。特別会計についての所見でございますけれども、一般会計と同様、収納未済額の縮減についてでございます。国保の事業勘定、介護保険の保険事業勘定につきまして、いずれも未収額が発生いたしております。一般会計のほうでも申し上げましたとおり、きめ細かな督促と、滞納処分についても初期に対応をしていただきますようお願いいたします。一般会計のほうでは説明を失念いたしておりましたが、徴収の事務効率化につきましては、ぜひとも口座振替の推進を町の担当課、金融機関と巻き込みまして、足並みを揃えていただきまして、推進をしていただきたいと思います。窓口のほうで現金納付をなされれば、その現金を数える、領収印を押捺する、領収書を差し出す、現金を整理する、銀行のほうに入金をする、領収通知書を揃える、各金融機関から送られてきた領収済み通知書を揃えるというような整理等の事務が当然のことながら想定されます。それを一括して口座振替に振り替えることによってそこまでの労力は解消されることは明らかでございますので、ぜひとも、住民の方が、役場の人に言われたもんだけん、じゃ申し込みしますわと。江府町の皆さんは非常に真面目な方が多ございますので、ぜひともお声がけをしていただきまして推進をしていただけたらと思いますのでよろしく願いをいたします。次に、国民保険事業の施設勘定につきましてでございます。担当の職場のほうには、継続すべき医療体制の確保に精励していらっしやいます。ただ、問題点といたしまして、ヒアリングをいたしますと、職員の高齢化の問題が内在しているということでございましたので、今後の持続可能な運営に危惧が生じないように、人事の各セクションの速やかな対応をお願いしたいと思います。また、一般会計と同じで

ございますけれども、医療関係、患者様の対応には、いろいろなお話を聞きながら、時間外のほうも多々発生すると思います。ぜひともこちらのほうでもフレックスタイム制を御検討いただいて、制度導入のほうをお願いしたいと思います。続きまして、介護保険事業の保険事業勘定でございます。併せまして、病気の予防とか介護予防、認知症の施策等で皆様、ご心労とか注力をしていただいております。こちらのほうも、住民様のお話を聞いたりとか、非常に時間と労力をかけていらっしゃいます。当然のことながら、時間外も発生することも推定されます。こちらも併せまして、フレックスタイム制の導入を検討いただきたいと思います。御存じのとおり、医療とケアにつきましては車の両輪でございます。どちらかけても、非常に住民の方の健康の維持には支障があります。できるだけ懸念のない活動をしていただきますように、人事当局の御検討をお願いしたいと思います。次に、索道事業会計でございます。6月の議会での質問がございましたとおり、この索道事業につきまして、もしくはスキー場の今後の運営につきまして、いろいろ御心配のことと思います。昭和57年から初期投資1億3,200万の投資をされまして、町報等を見ますと、以降、数億円の改修工事などを行われまして、令和元年から令和6年まで、管理費用と一緒にしまして1億3,900万の管理費用を要していらっしゃいます。これを多いか少ないか、よくやったださっているというふうに考える方はそれぞれ個々の判断ではございますけれども、うまい具合には言いながらも、一带はエバーランドを含めて奥大山自然塾の開塾によりまして、徐々にその活用は見られるところでございます。市民農園のほうでも申し上げましたとおり、周辺地域の各事業と併せまして、更なる活用方法を検討していただきたいと思います。次に、基金運用状況でございます。数値につきましては、18ページのほうをご覧くださいと思います。現状、定額基金4基金のうち、特別導入基金の利用が1件あったのみでございます。感じたことを申し上げますと、引き続き、保有物件の運用を適切に管理願いたいという一言でございます。ほかに、積立基金については監査の対象としては上がってはおりませんけれども、一般会計のほうでも申し上げましたとおり、町債への残高縮減策とのバランスを図りながら積み立てていただきたいと思います。次に、公営企業会計決算につきまして申し述べさせていただきます。数値につきましては、29ページから30ページのほうを御参照していただけたらと思います。簡易水道事業につきましてでございます。給水の普及率につきましては、御存じのとおり日野郡内でも高い普及率となっております。ただし、給水のための原価は328円、1立米に対してでございますが、これに対しまして、供給単価については116円と、212円も赤字になっております。これは非常にどうなのかなということで、今回の一般質問のほうにも若干内容を挙げていらっしゃる方もいらっしゃるようでございます。有収率のほうもこちらのほうに書いてあ

るとおりでございますけれども、ポイントは、やはりそのような赤字をどうするのかということではないかと思えます。併せまして、全国的な問題ではありますけれども、老朽管の計画的な改修が必要となっております。続きまして、所見のほうでございます。同じことを申し上げますけれども、老朽管の改修、これがまず一義かと思えます。水道量の料金のほうを見ますと、令和5年度の市町村要覧を見ますと、本町を含めまして1,000円を下っている料金の町は、これは2か町と書いてありますけれども、3か町しかございません。その料金が相対的な定額ではありませんけれども、中の水はおいしくてきれいでも、皆さんの住民の方に届く設備が、水も漏らすようなつまらない水道管では非常にいかがかと思えます。県内で一番に水道管の改修を100%にしましたというぐらいに到達するように、できるだけ早めに水道管の改修をしていただくとともに、そのための料金の値上げもご検討いただきたいと思います。それから、一般会計のほうでも申し上げましたとおり、料金については口座振替の推進をお願いしたいと思います。重ねまして申し上げますけれども、サービスの維持とか持続可能な経営をするためにも、料金の改定は必須と思っております。改修事業につきましても、早めに着手することによって、工事業者を早く押さえて、早く事業をすることは可能でございます。遅れば遅れるほど、事業者さんも忙しくて、なかなか江府町の順番は回ってこないということも考えられますので、資金手当のほうをまずはお願いしたいと思います。次に、下水道事業でございます。こちらのほうも日野郡内では高い普及率となっております。経費回収率につきましても、前年対比5.4ポイント向上いたしております。事業費の平準化を図っていただきながら、必要に応じて改築等を行っていただきたいと思います。所見につきましても同様でございます。以上、長々と御説明をいたしました。手前の説明をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部 朝親君） 提案理由並びに監査報告が終わりました。

以上14議案の個別質疑については、決算特別委員会で行いますが、総括的な質疑がございましたらお願いしたいと思います。ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、日程第5、議案第62号、令和6年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18、議案第75号、令和6年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定についてまで、以上14議案の質疑は終了いたします。

---

#### 日程第19 特別委員会の設置及び付託について

○議長（阿部 朝親君） 日程第19、特別委員会の設置及び付託についてをおはかりいたします。

議長発議として、令和6年度決算認定議案の14件は、特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ご異議なしと認めます。よって決算審議は、特別委員会を設置して付託審査することに決しました。

続いて、議長発議として各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第5条の規定により、一般会計決算特別委員会とし5名、特別会計等決算特別委員会として5名をもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ご異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりいたします。

各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第6条の2の規定により、議長において指名することとし、一般会計決算特別委員会委員には、三好晋也議員、川端登志一議員、森田哲也議員、加藤邦樹議員、前川文洋議員の5名、特別会計等決算特別委員会には、長岡邦一議員、芦立喜男議員、川端裕議員、前川文洋議員、阿部朝親の5名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ご異議なしと認めます。

よって、所属委員は、議長指名のとおり決しました。

では、ここで暫時休憩とし、その間に各特別委員会では直ちに正副委員長を互選し、議長まで報告をいただきたいと思います。

暫時この場で休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（阿部 朝親君） 再開いたします。

では、各特別委員会より報告のあった正副委員長を公表いたします。

一般会計決算特別委員会委員長 森田哲也議員、副委員長 加藤邦樹議員。特別会計等決算特

別委員会委員長 芦立喜男議員、副委員長 川端裕議員の以上であります。

各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査として付託します。

一般会計決算特別委員会は、議案第62号を、特別会計等決算特別委員会は、議案第63号から議案第75号までの13件を、それぞれの委員会に付託するので、会期中に結果の報告を求めます。

---

日程第20 議案第76号 から 日程第22 議案第78号

○議長（阿部 朝親君） 日程第20、議案第76号、江府町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてから、日程第22、議案第78号、江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての以上3件を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第76号でございます。江府町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてでございます。本案は、法人からの寄附財源を複数年度に渡り有効に活用するため、江府町企業版ふるさと納税基金条例を新たに制定いたすものでございます。

続きまして、議案第77号でございます。江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、育児休業等育児または介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、本条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第78号でございます。江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の引用箇所の変更及び情報システムの標準化に伴って必要となる事務を定めることについて所要の改正を行うものでございます。以上、議案第76号から第78号につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては担当から説明させていただきますので、御審議、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部 朝親君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） まず、議案第76号、江府町企業版ふるさと納税基金条例の制定に

ついて御説明をいたします。議案書をお願いします。企業版ふるさと納税は、国に認定された地域再生計画に位置づけられる地方創生プロジェクトに対し、法人から御寄附をいただいております。通常、年度内に使い切ることが原則とされていますが、これを複数年度にわたりまして管理、執行を可能とすべく、このたび基金の設置を行うものです。設置します基金に積み立てる項目につきましては、国の審査等がありまして、厳密に決定するものでございます。それでは、第1条です。まず、基金の設置の目的を挙げております。そして、第2条には積立額、それから第3条から第6条におきましてその管理運用について規定をいたします。第7条には、基金管理についての必要事項を規則等に委任する旨を定めておりまして、附則で施行期日を公布の日からとするものでございます。簡単ですが、議案第76号の説明は以上です。

続きまして、次のページです。議案第77号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。議案書をお願いします。介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されました。これは3月に一部改正、それから今回のものが10月で試行になる内容でございます。子どもの年齢に応じた働き方を実現するための措置がこのたびは拡充されました。内容につきましては、部分休業に係る追加措置といたしまして、1年に10日相当時間数の範囲内で、1日当たりの上限時間数なく育児時間を取得できる場合、こちらのほうを追加をいたします。これを現行1日2時間取得できるのですけれども、この場合との選択制にするものでございます。次のページの新旧対照表をご覧ください。これらの改正につきましては、第19条をご覧いただきたいと思えます。改正前、右側ですけれども、部分休業の承認とありますものを、改正後、第1号部分休業の承認といたしまして、従前の休業1日につき2時間を超えない範囲内で、1年の取得日数の上限はないというものを規定します。続いて、次のページです。左側、改正後の第19条の2におきまして、第2号、部分休業の承認として、新たに、先ほど申しました1年10日相当、77時間30分の時間を超えない範囲で、1日の取得時間の上限なしという休業を規定いたします。また、次のページです、19条の3で1年の期間を定義いたします。4月1日から翌年3月31日までといたします。19条の4に時間を基準とした場合を規定しております。また、19条の5で、予測できなかった事態が生じた場合の特例を規定しております。その他の条文につきましては、法律の改正に伴いまして、項ずれの改正を行うものでございます。附則といたしまして、最後のページです。第1条に施行期日、令和7年10月1日。第2条には、今年度中の経過措置といたしまして、先ほどありました4月1日から3月31日まででなくて、10月1日からということ適用できるようにしております。今年度中の取り扱いについての規定でございます。議案第7

7号の説明は以上です。

続きまして、議案第78号、江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。こちらについても国の法律の改正に伴うものでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらの一部改正に伴いまして、引用条文の項ずれを解消します。また、国の進めております情報システム標準化に伴いまして、住登外宛名番号管理機能、住民登録はしていないけれども個人の情報を管理する必要がある機能、例えば土地をお持ちの方とかいうことが考えられると思います。これを扱う事務につきまして、個人番号の独自利用を行う事務等といたしまして条例に定める必要があるため、このたび所要の改正を行うものでございます。まず、第2条の定義です。法改正に伴いまして、項番号の変更を行います。次ページ以降は、条例の第4条第1項、第2項、それから第5条関係の別表があるんですけども、別表の特定個人情報という欄に、それぞれ住登外者宛名情報、こちらを追加するものでございます。宛名番号の管理機能をここに付すということでございます。附則で、施行の日を公布の日、第2条の定義の改正規定につきましては、適用日を本年度、令和7年4月1日とすることを定めております。議案第78号の説明は以上です。

○議長（阿部 朝親君） これから議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理、進行いたします。

日程第20、議案第76号、江府町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての質疑を行います。ありませんか。

1番、前川文洋議員。

○議員（1番 前川 文洋君） 1番、前川でございます。先ほど少しちょっと聞き漏れたかもしれないです。国の厳密な審査があるというお話でしたけれども、これは、基金を積み立てていくとき、あるいは取り崩していくときにそういった審査があるということは、町の執行にやりづらさが出てくるということはないのでしょうか。

○議長（阿部 朝親君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 基金を設置することを積み立てる目標、目的を立てるときに国に協議をすることになっております。ただ、崩す際に関して協議は必要ありませんので、一旦許可をいただければ有効に活用できるものと考えております。

○議長（阿部 朝親君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結いたします。

日程第 2 1、議案第 7 7 号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

日程第 2 2、議案第 7 8 号、江府町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての質疑を行います。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

---

### 日程第 2 3 議案第 7 9 号

○議長（阿部 朝親君） 日程第 2 3、議案第 7 9 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 7 9 号でございます。辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございます。本案は、江府町御机下蚊屋辺地における公共的施設の総合整備計画を変更するものでございます。このたび、県との協議が終了いたしましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を得たく、提案いたします。なお、内容の詳細につきましては担当から説明させていただきますので、お聴き取りの上、御審議、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部 朝親君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第 7 9 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを御説明いたします。議案綴りをご覧ください。御承知のとおり、江府町には 2 つの辺地と呼ばれる地域が指定されておりまして、3 年間の計画を御承認いただき、事業を進める中で、今年度、その一部を変更しようとするものでございます。本計画は、事業実施におきまます財源措置といたしまして、辺地債と呼ばれております起債を充当することが可能となるものでございます。具体的な事業計画を次のページに載せております。御机下蚊屋辺地の御机地区において、水加工施設、配水管老朽化のため敷設替え工事を予定しております。こちらにつきまして

は、予算は既に承認をいただいておりますが、物価高騰に伴いまして、工事費をこのたび変更する必要が生じてまいりました。事業費財源につきましては、以下に記載しておりますとおりでございます。議案第79号の説明は以上です。

○議長（阿部 朝親君） 議案第79号の質疑を行います。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

---

#### 日程第24 議案第80号

○議長（阿部 朝親君） 日程第24、議案第80号、財産区有財産の処分についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第80号でございます。財産区有財産の処分についてでございます。

本案は、米沢財産区所有の江府町大字美用字下原三529番地の34他6筆について、10,459.14㎡を国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所に売却処分いたすものであり、地方自治法第96条第1項第8号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3項の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

なお、内容の詳細につきましては担当から説明させますので、お聴き取りの上、御審議、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部 朝親君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案綴りをご覧ください。議案第80号、財産区有財産の処分についてということでございます。1ページおはぐりいただきまして、詳細を記させていただいております。まず、所在地でございます。日野郡江府町大字美用字下原三529の34他。合計面積1万459.14平米でございます。更に1ページはぐっていただきまして、内訳のほうをのささせていただきますのでご覧いただければと思います。お戻りいただいて、2、処分の方法、売買でございます。3、処分価格287万7,117円。4、買受人、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長、菅野秀治様でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（阿部 朝親君） 議案第80号の質疑を行います。

1番、前川議員。

○議員（1番 前川 文洋君） 1番、前川でございます。2点ちょっとお聞かせください。これは何ができるのでしょうか。何のために購入されたのかという1点と、あと、価格のこの金額は適正なんですかということをお聞かせください。お願いします。

○議長（阿部 朝親君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） こちらは、ちょうど場所につきましては、南大山大橋の下に美用谷川という河川がありますが、こちらのほうの砂防堰堤の設置を国交省が行います。それに伴います用地買収ということでございます。買収単価につきましては、国のほうで適正に単価に基づいて買収されているというふうに認識をしております。詳細につきましては、最後のページに、別添1のページに地目なり面積のほうを記載させていただいておりますので、御確認いただければと思います。以上です。

○議長（阿部 朝親君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので質疑を終結します。

---

#### 日程第25 議案第81号 から 日程第33 議案第89号

○議長（阿部 朝親君） 日程第25、議案第81号、令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号）から、日程第33、議案第89号、令和7年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第81号でございます。令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号）でございます。本案は、令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額から歳入歳出それぞれ5,916万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,254万8,000円といたすものでございます。

続きまして、第82号でございます。令和7年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、規定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3億16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億607万5,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第83号でございます。令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。本案は、規定の歳入歳出予算総額に歳入歳出

それぞれ5,160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億909万8,000円といたすものでございます。

議案第84号でございます。令和7年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）でございます。本案は、規定の予算内で歳出の組み替えをいたすものでございます。

議案第85号でございます。令和7年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）でございます。本案は、規定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ9,457万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,620万円といたすものでございます。

続きまして、議案第86号でございます。令和7年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、規定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ744万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,866万9,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第87号でございます。令和7年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ162万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ565万7,000円といたすものでございます。以上、一般会計、特別会計補正予算7議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案いたすものでございます。なお、内容の詳細は担当から説明させていただきますので、お聴き取りの上、御審議、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

そして、続きまして、議案第88号でございます。令和7年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、水道事業収益に121万円、水道事業費用に121万円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ水道事業収益1億185万5,000円、水道事業費用1億185万5,000円といたすため、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第89号でございます。令和7年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、下水道事業収益に147万3,000円、下水道事業費用に147万3,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億6,780万3,000円、下水道事業費用1億6,807万9,000円に、また、資本的収支につきまして、資本的収入に69万7,000円、資本的支出に69万7,000円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入2億3,131万4,000円、資本的支出2億8,

293万9,000円といたすため、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案第88号、89号、この2議案の内容の詳細につきましては、担当から説明いたしますので、お聴き取りの上、御審議、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 朝親君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案第81号、一般会計補正予算（第5号）について御説明をいたします。資料は、議案綴と別に配付しております江府町議会本会議資料の1ページ目をご覧になっていただきたいと思います。今回、歳入歳出それぞれ5,916万5,000円を減額する一般会計補正予算の概要をまとめております。歳入歳出とも、議決事項であります項までの補正額を予算書から転記をしております、説明欄には、歳入につきましては全ての項目を、それから歳出については主な事業について挙げております。まず、歳入についてです。主なものについて説明をいたします。普通地方交付税1,587万3,000円の減です。こちらは交付額の確定によるものでございます。国庫支出金、国庫補助金、物価高騰対策重点地方創生臨時交付金401万3,000円、こちらは物価高騰対策支援と定額減税の調整給付に対応するものでございます。その下、道路局所管補助金です。こちらは7,430万1,000円の減です。こちらにつきましては、申請しておりましたものの、国費の配分がなかったために減額になっております。次に、県支出金、県補助金、二地域居住交通費支援事業補助金30万円です。こちらの内容は歳出のほうで御説明をいたします。重層的支援体制整備事業交付金1,169万3,000円の減です。対象事業費の精査を行いまして、その結果、対象にならないところがありまして減額になったことによるものでございます。財産収入、財産売払い収入65万円です。こちらは古くなって使っておりません。使わなくなった町営バスの売却を行ったものでございます。寄附金、企業版ふるさと納税220万円、こちらのほうは御寄附をいただいたものでございます。グローバル人材育成のためのクラウドファンディング273万8,000円。繰入金といたしまして、財政調整基金繰入金1億4,901万1,000円の減です。減債基金繰入金4,000万円。ふるさと応援基金繰入金111万6,000円です。こちらはグローバル人材の育成に係るものです。後ほど御説明をいたします。繰越金1億6,503万7,000円です。こちらは、決算に伴いまして前年度繰越金の数字が明らかになりましたので、財政調整基金のほうに予算計上をしております。諸収入の雑入です。24万円、こちらは、後ほど説明しますが、海外研修派遣の保護者負担になります。一番下の町債です、2,370万円の減です。こちらは、道路局所管補助金の配分減に伴いまして事業を調整したことによるものでございます。続いて、中

ほどから下の段、歳出についてです。かいつまんで説明させていただきます。総務費、総務管理費、配水管敷設替工事395万2,000円です。こちらは、先ほど辺地に係る施設の計画について御説明しましたが、御机地区の水源から、地域振興株式会社等が取水をしております配管の老朽化に伴いまして、敷設替え工事を行うこととしております。物価高騰に伴いまして事業費が不足するため、このたび補正をお願いするものでございます。その下です。旧下蚊屋分校ののり面の修繕、それから新道公民館の敷地の陥没の修繕、これ併せまして160万6,000円になります。これらは、雨が降りますと田んぼや水路に土砂が流れ込む、こういったもの、それから、これまで集落で陥没の簡易舗装などをして応急処置をしてこられたものの、ちょっと対策をお願いしたいということで、改めまして集落から要望がございましたので対応するものでございます。次に、二地域居住交通費補助金60万円です。二地域居住者の交通費補助を行うことによりまして、江府町への二地域居住者増の一助としようとするものでございます。概算によりまして12万円の5件を計上しておりまして、事業費の2分の1に県の補助金、先ほど30万というふうに説明いたしましたが、こちらが充当されます。その下、戸籍、住民基本台帳費、出生祝い金20万円です。嬉しい話でございます。当初想定の出生数を上回りましたために補正をお願いするものでございます。その下です、民生費、社会福祉費、物価高騰対策支援補助金225万円です。物価高騰の影響を受けております指定管理者等の事業者に対しまして、施設維持費の伸び率に応じて補助をするものでございます。道の駅みちくさ、それから尚仁福祉会さんなど、委託料のほかは管理者が負担する経費を該当としておりまして、現在、こちらにつきましては調査中でございます。次に、扶助費です。定額減税調整給付金132万9,000円は、税の本算定の結果、当初予算概算で組んでおりました予算の不足分を計上するものでございます。こちらは国費が充当されます。農業費、下水道等事業繰出金62万7,000円、こちらは農業集落排水事業に係る償還金利子の確定に係るものでございます。続きまして、その下、渇水対策等緊急事業補助金54万円です。この夏の高温と小雨で渇水によります農業への影響が懸念されておりました。該当事案は確認されておられませんけれども、国、県の補助事業に合わせて予算計上を行ったものです。次に、林業費、林地台帳整備委託料387万2,000円の減です。予定しておりました年度中の業務を来年度以降に変更したための減額になります。次に、下水道等事業繰出金73万円、林業集落排水事業に係る償還金利子の確定に係るものでございます。土木費、道路橋梁費1億2,217万9,000円の減です。こちらは、道路の修繕、橋梁補修を予定して国にも申請しておりましたが、申請していた国費が配分されなかったことによります減額です。これは、後年度にまた改めて申請することになろうかと思っております。次に、移住促進住宅繰出金です。本来、

一般会計で実施する事業を繰出金として特別会計で計上しておりましたので、このたびこれを整理するものでございます。続いて、下水道費、下水道事業等繰出金、特定環境保全公共下水道事業に係ります償還金利子の確定に係るものでございます。次に、教育費です。義務教育学校費、グローバル人材海外研修派遣費409万4,000円です。クラウドファンディングを活用しまして、米子空港を発着する台湾、韓国、香港を想定して、生徒の企画によります実施の計画をしております。8名の予算を組んでおります。次に、公債費4,000万円です。実質公債費比率は、令和6年度決算時16.0%となっております。これが18%になりますと、公債費負担適正化計画の策定を求められますので、起債に許可が必要となることが今後見込まれてまいります。既に借入れをしております一部の額を繰上償還することによりまして、年度当たりの償還額を低減するものでございます。そのため、このたび、元金、利子補償金の計4,000万円、こちらの繰上げ償還を行うものでございます。このほか、主な事業、空欄の費目を始めといたしまして、人事異動による人件費、また、福祉関係事業の前年度事業の精算償還金等を計上しております。続いて、議案綴りをお願いいたします。議案綴り4ページの第2表です。債務負担行為補正について、クラウド型フィルタリングサービス導入事業、令和8年度から令和10年度までで23万円でございます。これは、学校の学習用として整備されました安全なネットワークを利用するための使用料になります。県が代表いたしまして、全部の学校の3年間分契約をいたすために、各市町村も3か年の予算を確保する必要がありますので、このたび債務負担行為を挙げております。続いて、5ページをご覧ください。第3表、地方債の補正となります。事業の整理を行いまして、緊急自然災害防止対策事業限度額130万円を160万円に、辺地対策事業限度額2,950万円を3,300万円に、過疎対策事業2億8,060万円を2億5,310万円にそれぞれ変更するものでございます。また、議案書6ページ以降には、前半で説明いたしました歳入歳出事項の事項別明細書を付けておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。議案第81号、一般会計補正予算(第5号)の説明は以上です。

○議長(阿部 朝親君) 特会関係の説明はないですか。

松原課長。

○住民生活課長(松原 順二君) 失礼します。そうしますと、議案第82号、令和7年度江府町移住促進住宅特別会計補正予算(第1号)の詳細について説明させていただきます。こちらのほうにつきましても、次の本会議資料の次のページをご覧くださいと思います。今回の補正額316万1,000円についてでございます。この度の令和6年度の決算見込につきまして、繰越金としまして326万1,000円を見込んでおります。そのほか、歳入のほう繰入金を10

万円減額しております。歳出の方につきましては、修繕料10万円組んでおりましたが、本来は地域交流拠点施設で修繕すべきものを誤って特別会計、住宅のほうをこちらのほうに計上してまいまして、こちらのほうを減額させていただくようにさせていただいております。予備費につきましては、先ほどの繰越金を充当させていただいております。こちらについては以上でございます。

続きまして、議案第83号、令和7年度江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の概要について説明させていただきます。今回の補正額5,160万2,000円について説明させていただきます。まず、歳入につきましてですけれども、国庫のシステム改修が必要でございまして、その県からの補助金、国庫補助金としまして791万1,000円を見込んでおります。そのほか、他会計からの繰入金664万7,000円、前年度決算見込みに伴います前年度繰越金として3,704万4,000円を計上させていただいております。歳入につきましては、まず、総務費1,452万8,000円でございます。消耗品費20万円につきましては、限度額認定証、特定疾病等の用紙代として20万円を計上させていただいております。システム回収委託料につきましては、子ども・子育て支援金納付制度といいますのが令和8年度から始まります。こちらにつきましては、国保だけではございまして、後期高齢、後ほども後期高齢の特別会計でも出ますが、後期高齢、それから被用者保険、全ての保険者が、児童手当などの子ども子育てに係わる費用を保険者及び被保険者の方が負担するという制度を国が設けまして、令和8年度から徴収が始まります。そのためのシステム改修が必要でございまして1,432万8,000円をシステム経費として計上させていただいております。このうち791万1,000円が国からの補助でございます。保険給付費につきましては、葬祭費実績見込みに伴いまして、4万円を増額補正させていただいております。予備費3,703万4,000円につきましては、前年度繰越金を充てております。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。議案第84号、令和7年度江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましては、補正につきまして増減はございませんが、歳出のほうで組み替えをさせていただいております。まず、総務費でございますが、こちらにつきましては367万8,000円の減でございます。内訳につきましては、人件費、正職員、それから会計年度任用職員の今年度の配属、配置状況等を勘案しまして、それぞれ報酬、給料、そういったものを調整させていただいております。こちらにつきましては、議案書の予算書、給与費明細書8ページ以降に詳細が記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。そのほか、通信運搬費、手数料、

委託料などは、実績に基づきまして増額補正等をさせていただいております。医療費につきましては、歯科の義歯委託料を、実績に基づきまして、見込みにつきまして48万円増額補正させていただいております。地区診療費につきましては、6万8,000円の増でございます。こちらにつきましても、実績、見込みに基づく増額補正でございます。予備費につきましては、今回、予備費を調整させていただきまして、減額した分を予備費に充てさせていただき、313万円の増額補正でございます。こちらについては以上でございます。

続きまして、議案第85号、令和7年度江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の概要、詳細について説明させていただきます。こちらにつきましては、補正額9,457万3,000円でございます。内訳でございます。歳入につきましては、繰越金、令和6年度の決算見込に伴いまして、決算額差し引き残9,457万3,000円を見込んでおりますので、こちらを歳入として見込んでおります。歳出につきまして説明させていただきます。まず、地域支援事業費でございます。こちらにつきましても、会計年度任用職員の配置に伴いまして、新旧入れ替えがあったため、給与等を減額しております。こちらにつきましても、給与費明細書、議案書の予算書8ページ以降に記載しておりますので、詳細はお読み取りいただければと思います。続きまして、償還金につきましては、こちらにつきましても、令和6年度の介護給付費の実績に基づきまして、交付金を多くいただいた分をお返しするというものでございます。1,896万3,000円でございます。繰出金につきましても同様でございます。実績に伴いまして1,374万2,000円を町のほうへ特別会計から繰り出すための予算でございます。そのほか、差し引き繰越金の剰余につきましては、予備費に充てさせていただいております。6,366万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、議案第86号、令和7年度江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細について説明させていただきます。こちらにつきましては、補正額744万6,000円の増額補正でございます。まず、歳入についてでございます。まず、繰越金についてですが、これも令和6年度の決算見込の差し引き残で102万9,000円の繰越金を歳入として計上させていただいております。国庫支出金としまして641万7,000円を計上させていただいております。こちら、先ほど国保のときにも説明させていただきました。子ども・子育て支援金制度が始まりますために後期高齢者のシステム改修が必要でございまして、このための補助金を国から受けるものでございます。歳出について説明させていただきます。通信運搬費につきましては、これは資格確認証を送った際の郵券代の増に伴いますものでございます。委託料からの組替えでございます。繰出金につきましては、先ほど申し上げました後期高齢者医療のシステム改修が必

要でございまして、こちらにつきましては、国保、国民健康保険とあわせて改修させていただくため必要がありまして、こちらのほうは繰入金として国庫補助金を受け入れたものをそのまま繰り出すというような形で予算計上させていただいております。641万7,000円の計上でございます。そのほか、繰越金につきましては、予備費に充てさせていただいております、102万9,000円でございます。以上でございます。

○議長（阿部 朝親君） 議案第87号の説明はないですか。

末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第87号、令和7年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。議案綴のほう御覧いただければと思います。1枚おはぐりいただいて、第1表、歳入歳出予算補正をご覧いただければと思います。まず、歳入の部でございます。財産収入149万円の補正でございます。こちらにつきましては、先ほど御説明させていただきました財産処分に係る土地の販売収入でございます。それから、繰入金でございます。繰入金21万6,000円の補正額でございますが、こちらについては米沢財産区の基金会計からの繰入金でございます。続きまして、繰越金8万3,000円の減ですが、これは令和6年度予算からの繰越額の確定に伴う補正でございます。それから、諸収入といたしまして4,000円の増でございますが、こちらは、使用权付与地の農地等の賃借料の実績見込みに伴いまして増額補正をかけさせていただいたものでございます。続きまして、その下、歳出のほうでございます。財産区管理会費といたしまして154万5,000円の増額補正でございます。内容につきましては、先ほどから申し上げております財産処分にかかる収入、こちらを使用权付与地のほうに各集落に使用权を持っている集落のほうに財産区の手数料5%を引いたところをお支払いをしておりますが、そのための増額補正が主なものでございます。あと、財産区の直営地の木が植わっておりますこちらの流木調査というものも計画しておりまして、その委託料等も計上させていただいておりますのでございます。以下のページに事項明細書等を付けさせていただいておりますのでご覧いただければと思います。

続きまして、議案第88号でございます。令和7年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。議案綴りをご覧いただければと思います。第2条、ご覧いただければと思いますが、収益的収入及び支出の補正ということで、先ほど町長が提案説明で申し上げた詳細内容につきましては、こちらのほうに記載をさせていただいております。2ページおはぐりいただきまして、補正内容の詳細について御説明をさせていただきます。令和7年度江府町簡易水道事業会計予算明細書と書いてあるページでございます。収益的収入及び支出ということで、上段に収入、

下段に支出を記載させていただいております。まずは収入の部でございます。簡易水道事業収益といたしまして、131万円の増額補正でございます。内容といたしましては、その他営業収益ということで、加入金121万円ということで記載をさせていただいております。こちらにつきましては、今、新設工事が行われております江府町の消防署の加入金が主なものでございます。続きまして、支出の欄でございます。簡易水道事業費用といたしまして121万円の増額でございます。内訳でございますが、営業費用でマイナスの149万3,000円でございます。更に、その中といたしまして、原水及び浄水費でマイナスの5万3,000円、配水及び給水費のほうでマイナスの144万円となっております。それぞれの品目におきまして、実績見込等により調整をさせていただいております。それから、その下段でございます。営業外費用で1万7,000円、特別損失といたしまして288万6,000円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、令和6年の消費税の修正申告に伴う計上でございます。その他、貸借対照表なりキャッシュフローについても記載をさせていただいておりますので、お読み取りいただければと思います。

最後になりましたけれども、議案第89号、ご覧いただければと思います。令和7年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）でございます。議案書をご覧いただければと思います。第2条、収益的収入及び支出の補正ということで、これも先ほど町長が提案説明の中で申し上げた内容の詳細でございますのでご覧いただければと思います。その下段に第4条がございます。予算第9条中、7,186万2,000円を7,329万9,000円に改めるとあります。こちらにつきましては、他会計からの補助金でございます。具体的には一般会計からの補助金額の補正でございます。更に詳細について御説明をさせていただきます。2ページ、おはぐりいただいて、令和7年度江府町下水道等事業会計明細書と書いてあるページをご覧いただければと思います。上段に収益的収入及び支出、下段に資本的収入及び支出と分かれて記載をさせていただいておりますが、まずは上段の収益的収入及び支出でございます。収入の部でございますが、下水道事業収益といたしまして143万7,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、営業外収益でございます。他会計からの補助金143万7,000円でございますが、こちらにつきましては、支出の欄をご覧いただければと思いますけれども、営業外費用というところ、支払利息及び企業債取扱諸費というところで同額を計上させていただいておりますが、企業債借入の利息額の確定に伴いまして、収入、支出併せて調整をさせていただいております。その他の内容につきましては、実績見込等につきまして調整をさせていただいております。下段の資本的収入及び支出でございます。収入といたしまして、資本的収入69

万7,000円の増額でございます。同額を下段の支出のほうの資本的支出に計上させていただいておりますが、こちらにつきましては、企業債の償還金の増額に伴う補正を両方でさせていただいているものでございます。併せて、貸借対照表なりキャッシュフロー、別ページに出させていただいておりますので、こちらもご覧いただければと思います。以上でございます。

○議長（阿部 朝親君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案等に対する質疑を行います。

質疑は1議案ごとに処理、進行いたします。

日程第25、議案第81号、令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

1番、前川議員。

○議員（1番 前川 文洋君） 1番、前川でございます。本会議資料の2枚目に議案第81号で資料がありますが、こちらで、歳出のところで、土木費、道路橋梁費の説明で、道路橋梁修繕工事、国費未配分とありますけれども、これについてちょっと質問、お尋ねします。これは、まず、どの部分の橋梁なのでしょうかということと、あと、国費未配分ということで今年度になるということですが、それで安心だと思えますが、これがまた来年度にずれ込むということはあるのでしょうかということ。そして、こういったことは、ずれていくことはよくあるのかということをお聞かせください。お願いします。

○議長（阿部 朝親君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。この土木費の道路橋梁費で大幅に1億2,200万の減額がされているということについてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、まずは、橋梁点検を定期的に行っております。国のルールに従いまして、この点検の中で長寿命化に必要な工事というものをしていくわけでございますが、武庫の家の前橋について、事業費がつかなかったといいますか、額が、我々の町から出した希望額に国のほうの配分額が足りなかったということがありまして、その事業を来年度のほうに一年先延ばしをさせていただくということが一つでございます。併せまして、実はその橋だけではなくて、トンネルのほうも長寿命化の点検なりその対策工事を行うわけでございますけれども、俣野地区の中国電力のダムがあると思えますけれども、そちらの県道の対岸側に湖岸線という町道がございます、こちらに町道で唯一のトンネルがございます。こちらの補修工事のほうもやっておるところではございますが、こちらのほうも約8,000万の額が国から今年度配分されなかったということがございます。併せまして、配分いただける国費に合わせて今回予算を組み替えさせていただいたということござい

まして、予算がつかなかった分、事業が後年度に遅れてしまうということでございます。こういったことは、私ども事業計画を立てて国に要望するわけですが、実際、国から満額来るということはまずございません。どうしても出した額がカットされて配分されるということがございますので、それに合わせて予算の修正なり事業の進捗を見直すということでございますが、当然、遅れたものについては、今度最優先で次年度以降また要望してまいるという考えでございます。以上です。

○議長（阿部 朝親君） 前川議員よろしいでしょうか。

○議員（1番 前川 文洋君） はい。

○議長（阿部 朝親君） 川端登志一議員。

○議員（6番 川端登志一君） 関連なんですけれども……。失礼しました。関連なんですけど、私も同様の質問をしようと思いました。今の場合、土木費、道路橋梁費で、道路橋梁修繕工事ということで1億2,200万の減額ということで、これ説明をいただいたときにはだいぶイメージができたんですが、これと同様に、もう一つ上の国庫支出金の補助金、道路の所管補助金ということで7,400万の減ということで、これについてはイメージが大変しくうございましたので、どのようなことが下りなかったのかと、つかなかったのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（阿部 朝親君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 先ほど申し上げた内容について、要は、落とした額が全額国費というわけではございません。国からの補助金と合わせて、あと起債なり単町費なりというものもございますが、事業の、何を残して何を今回落とさせていただくかという整理の中で、その国の補助金以外のものも減額になっているわけでございますので、国庫支出金の欄は7,430万1,000円の減額ではございますが、それはあくまでも国からの補助金の額がそれだけ落ちたということでございますので、支出の、歳出の欄の1億2,217万9,000円は、その国費の補助金以外のものも含んだ内容での減額となっておりますので、数字はイコールでないということでございます。

○議長（阿部 朝親君） 川端議員。

○議員（6番 川端登志一君） どのようなものが通らなかったのかってということをお聞きしたいんですが。

○議長（阿部 朝親君） 末次課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） どのようなものと言いますと、工事の内容ということでござい

ますでしょうか。（「どんな」と発言する者あり）

国のほうから要望した額に対して実際は減額されたものが入ってきますので、それを私どものほうで、それこそ前の年からも遅れているものも当然あるわけですので、緊急性のあるものから財源を付けていって判断をさせていただいておるという内容でございます。先ほどちょっと簡単に申し上げましたけども、橋梁補修の部分については、武庫の家の前橋の部分、それからの俣野ダムのところの護岸線のトンネルの補修工事のところを減額させていただいたというところがございます。

○議長（阿部 朝親君） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

日程第 26、議案第 82 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終局いたします。

日程第 27、議案第 83 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

日程第 28、議案第 84 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第 1 号）の質疑を行います。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

日程第 29、議案第 85 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） なので、質疑を終結します。

日程第 30、議案第 86 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

日程第 3 1、議案第 8 7 号、令和 7 年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

日程第 3 2、議案第 8 8 号、令和 7 年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） ないので、質疑を終結します。

日程第 3 3、議案第 8 9 号、令和 7 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部 朝親君） なので、質疑を終結します。

---

○議長（阿部 朝親君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。どうも御苦労さんでした。

午前 1 1 時 4 7 分散会

---